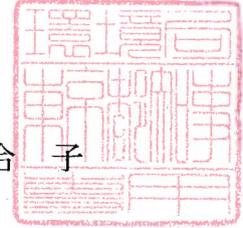




2環自緑協第2号
令和2年10月5日

阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業
共同施行者会会長 [REDACTED]

東京都知事
小池百合子



東京における自然の保護と回復に関する条例第47条第5項
の規定に基づく協議について（回答）

令和2年9月11日付けで協議のあった、東京都杉並区阿佐谷北一丁目787番13外43筆における阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業については、下記条件を付した上で同意します。

記

第1 「特記事項」

<全体>

- 1 本事業地では、屋敷林（大径木）、希少な猛禽類（ツミ）、希少な動物（ニホンヤモリ、アズマヒキガエル）が確認されている。しかしながら、本協議の時点では事業計画の詳細が確定していない部分があるため、施工内容、施工方法及び具体的な保全対策（実施方法、実施時期、実施位置等）について、「実施計画書」にとりまとめ、事前に東京都と協議すること。
- 2 モニタリング調査については、自然環境保全計画書をもとに具体的な事項（調査方法、調査時期、調査範囲等）を記載した「モニタリング調査計画書」を作成し、東京都と事前に協議すること。
- 3 「当該年度のモニタリング調査結果報告」及び「次年度の具体的な保全対策」について、毎年度、年度末までに東京都と協議すること。なお、次年度の保全対策を計画するに当たっては、当該年度の実施状況及びモニタリング調査の結果を踏まえ、必要な保全対策を追加するなど、十分に検討すること。

4 モニタリング調査について、調査対象種ごとの確認する主要ポイント及び東京都への報告時期は、次表のとおりとする。

調査対象種	確認する主要ポイント	東京都への報告時期
希少な動物 (ニホンヤモリ、アズマヒキガエル)	個体の移動状況	移動直後及び移動後1年後とする。
希少な猛禽類 (ツミ)	繁殖状況	事業実施期間中及び事業完了後1年間において、毎年、非繁殖期には1回及び繁殖期には2か月に1回とする。
屋敷林(大径木)	残置又は移植した大径木の生育状況	事業実施期間中及び事業完了後1年間において、毎年1回とする。ただし、移植木については、根回し後及び移植後も行うものとする。

5 事業実施中に新たに希少な動物・植物の生息・生育が確認された場合は、東京都に報告するとともに、その対応策について協議すること。

<希少な動物(アズマヒキガエル)>

6 アズマヒキガエルを移動する■の整備については、自然環境保全計画書をもとに事前に施工計画書を作成し、東京都と協議すること。また、■が良好な状態で維持されるよう適切な管理を行うこと。

<希少な猛禽類(ツミ)>

7 ツミの繁殖・生息状況に変化があった場合には、作業を一時休止する等、適切に対応し、速やかにその状況を東京都に報告するとともに、専門家の助言を踏まえて、その保全対策について東京都と協議した上で工事を再開すること。

<屋敷林等の大径木>

8 大径木のうち移植を行う樹木については、移植前に根回し等を行い、十分に発根させた上で移植すること。

<その他（新築建物の事業者への協力要請、情報の周知）>

- 9 協議書に記載している「緑化の将来予定」を実現することを新築建物の事業者働きかけ、新築時に東京都に提出する「緑化計画書」に反映するよう求めること。
- 10 事業完了後の残留緑地の管理については、新築建物の事業者働きかけ、当該事業完了までに「植栽管理計画書」を作成し、東京都に報告すること。
- 11 協議書、保全対策、モニタリング調査結果等を公表するとともに、本回答書中の特記事項及び一般事項を公表して透明性を確保すること。

第2 「一般事項」

- 1 開発行為の着手予定日から3か月以内に工事に着手することができないときは、その理由を東京都へ届け出ること。
- 2 植栽を行う場合は、樹木が良好に活着するように、植栽地の諸条件、植栽時期等に十分配慮すること。
- 3 開発行為後も保全することとしている希少種などの植物がある場合は、その周囲に柵を設けるなどして、開発行為中に損傷しないように留意すること。
- 4 開発行為が完了するまでの間、開発行為を休止しようとするとき又は開発行為を途中で廃止しようとするときは、雨水その他地表水については、その流末について、適切な処理を行うこと。
- 5 開発行為が完了するまでの間、開発行為を休止しようとするとき又は開発行為を途中で廃止しようとするときは、危険防止及び事故防止のため、万全の措置を講じること。
- 6 埋蔵文化財が発見されたときは、直ちに当該部分に係る開発行為を中止し、東京都へ連絡すること。
- 7 開発行為を途中で廃止しようとするときは、東京都の指示に従い樹木を植栽し、又は従前の植生を復元するために必要な措置をとること。また、公共施設が損なわれた場合は、当該施設の管理者の指示に従い、その機能

を回復すること。

- 8 完了検査済証が交付された日から1年以内に、樹木の枯死、損傷等があった場合は、新規植栽については植え替え等を行い、残留木、移植木については枯死、損傷等の状況を東京都へ報告すること。
- 9 確保した緑地については、責任をもって維持管理すること。
- 10 上記のほか、条例の規定を遵守すること。

